

## 理事・監事及び評議員、評議員選任解任委員の 報酬並びに費用弁償に関する規程

### ( 趣 旨 )

第1条 この規程は、社会福祉法人香寿会の理事（常勤及び非常勤の理事）、監事及び評議員（以下「理事等」という。）の報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定める。

2. 職員として勤務し、職員「就業規則」の適用者である理事（施設長等）及び職員は、本規程は適用しない。

### ( 報酬の額 )

第2条 理事等の報酬額は別表1のとおりとする。

### ( 報酬の支給方法等 )

第3条 理事長の報酬は毎月支給する。

2 年額で支給する理事等の報酬は毎年9月・3月に支給する。ただし、年度中途に就任又は辞任があった場合は、月割により計算した額を支給する。

3 日額で支給する理事等の報酬は、勤務日数により計算した額を支給する。

### ( 費用弁償 )

第4条 理事等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

### ( 旅費の支給 )

第5条 旅費は理事等がその担任する事務を行うため会議に出席し、又は職務を行うため旅行したときに支給する。

2 旅費の種類及びその額は、役員旅費規程の定めるところによる。

### 附則

- この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 8年 11月 1日から施行する。
- この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 14年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 24年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成 31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第2条関係)

役 職 名	報 酬 の 額	
理事長	月 額	500,000円
理事・監事	年 額	500,000円
評議員	日 額	15,000円
評議員選任・解任委員	日 額	12,000円